

よくある質問（障害児福祉手当）

Q：障害者手帳を所持していませんが、障害児福祉手当は受給できますか？

A：手帳の所持は関係ありません。重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方が対象となります。

また、受給要件は、原則として手当用診断書による認定とされていますので、詳しくは、お問い合わせください。

Q：重度の障がいとは何ですか？

A：例えば、両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの等となりますが、障がいの状態は様々です。今回の例えは一例ですので、詳しくは、お問い合わせください。

Q：精神障害者保健福祉手帳（又は療育手帳）を所持していますが、障害児福祉手当は受給できますか？

A：診断書によりてんかん、精神症状等があり常時介護の必要の有無や、食事や衣服の着脱等5項目の日常生活能力を含め総合的に判定させていただきますので、詳しくは、お問い合わせください。

Q：所得制限があるようですが、誰の所得によるものですか？

A：年に1回、受給者本人又はその配偶者又は扶養義務者の前年の所得を審査します。